

県土マネジメント部建築工事成績評定要領

（目的）

第1 この要領は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年3月31日法律第18号）第7条に基づき、県土マネジメント部建築工事（設備工事を含む。以下「建築工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、もって受注者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

（評定者）

第2 建設工事の成績評定者（以下「評定者」という。）は県土マネジメント部建築工事監督要領（平成2年4月1日付け技第5号）第5条（第7条に定める監督員を除く。）に定める総括監督員、主任監督員又は一般監督員及び県土マネジメント部建築工事検査要領（平成2年4月1日付け技第5号）第4条に定める検査員とする。

ただし、この規定により難しい場合は技術管理課と協議するものとする。

（対象工事）

第3 評定の対象は、原則として1件の当初設計額が500万円以上の県土マネジメント部が発注する建築工事とする。

（評定の時期）

第4 総括監督員、主任監督員及び一般監督員にあつては、完成及び完済部分検査の時期に行い、検査員にあつては、既済部分検査を除き、検査の都度行う。

（評定の内容及び方法）

第5 工事成績の評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。

2 評定は、必要な事項について、工事ごと、評定者ごと独立して的確かつ公正に行うものとし、評定の方法は次に掲げる事項による。

（1）評定は「成績評定書」（様式第1号）、「細目別評定点採点表」（様式第1号（別添））、「審査項目別運用表（公共建築工事）」（別紙1～別紙3）（解体工事については「審査項目別運用表（解体工事）」（別紙1～別紙3））、「施工プロセスチェックリスト」（別紙4）により行うものとする。（以下「評定表等」という。）

（2）工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

（評定表等の提出）

第6 監督員及び検査員は、完成検査・完済部分検査を完了した場合は、遅滞なく当該検査の結果について評定を行い、評定表等を技術管理課長に報告する。

2 検査員は、中間技術検査を完了した場合は、成績評定書（様式第1号）、考

査項目別運用表（公共建築工事）（別紙１～別紙３）（解体工事については「考査項目別運用表（解体工事）」（別紙１～別紙３））を技術管理課長に報告する。

（評価結果の通知）

第７ 県土マネジメント部建築工事検査要領第４条に基づき検査員を命じた者は、第６第１項の評価表等の報告があった後、完済部分検査を完了した場合を除き、対象工事の受注者に対して評定点を別記様式第１により通知するものとする。

（評価の修正）

第８ 第７の通知を行った後、受注者の責に帰する瑕疵や不具合が確認された場合など、当該評価を修正する必要がある場合は、評価の修正を行うものとする。
２ 前項の規定に基づく修正を行ったときは、その結果を別記様式第２により通知するものとする。

（説明請求等）

第９ 第７又は第８の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して１５日以内に書面により、技術管理課長または事業担当課（所）長に評定点について説明を求めることができるものとする。
２ 技術管理課長または事業担当課（所）長は、前項による説明を求められた場合、速やかに別記様式第３により回答するものとする。
３ 技術管理課長または事業担当課（所）長は、前項の回答をする場合、建設工事成績評価委員会に意見を求めることができる。

（再説明請求等）

第１０ 第９第２項の回答を受けた者は、通知を受けた日から起算して１５日以内に書面により、技術管理課長または事業担当課（所）長に評定点について再説明を求めることができるものとする。
２ 技術管理課長または事業担当課（所）長は、前項による再説明を求められた場合、速やかに別記様式第４により回答するものとする。
３ 技術管理課長または事業担当課（所）長は、前項の回答をする場合、原則として建設工事成績評価委員会による審議を行うものとする。

（過去の工事の評定点の請求等）

第１１ 対象工事の受注者は、技術管理課長または事業担当課（所）長に対し、過去の工事に係る評定点の通知を別記様式第５により求めることができるものとする。
２ 技術管理課長または事業担当課（所）長は、前項の規定による請求を受けた場合においては、速やかに別記様式第６により評定点を通知するものとする。
ただし、当該対象工事の建築工事検査成績評価書が所定の文書保存期間を経過している場合等においては、その旨を通知するものとする。

(施行期日)

平成 9 年	1 月	1 日施行	(平成 8 年 12 月 18 日	技第 69 号)
平成 14 年	4 月	1 日改正施行	(平成 14 年 3 月 29 日	技第 213 号)
平成 14 年 1	1 月	1 日改正施行	(平成 14 年 10 月 16 日	技第 131 号)
平成 16 年	5 月	1 日改正施行	(平成 16 年 4 月 30 日	技第 33 号)
平成 18 年	4 月	1 日改正施行	(平成 18 年 3 月 31 日	技第 187 号)
平成 20 年	6 月 30 日	改正施行	(平成 20 年 6 月 30 日	技第 97 号)
平成 23 年	4 月	1 日改正施行	(平成 23 年 4 月 1 日	技第 8 号)
平成 25 年	4 月	1 日改正施行	(平成 25 年 4 月 1 日	技第 1 号)
平成 27 年	6 月	1 日改正施行	(平成 27 年 5 月 29 日	技第 62 号)
平成 28 年	6 月	1 日改正施行	(平成 28 年 5 月 26 日	技第 50 号)
平成 29 年	8 月 17 日	改正施行	(平成 29 年 8 月 17 日	技第 131 号)
平成 31 年	4 月	1 日改正施行	(平成 31 年 3 月 27 日	技第 324 号)
令和 2 年	1 月	1 日改正施行	(令和 元年 12 月 19 日	技第 230 号)
令和 6 年	6 月	1 日改正施行	(令和 6 年 5 月 29 日	技第 45 号)
令和 8 年	4 月	1 日改正施行	(令和 8 年 3 月 25 日	技第 309 号)